

エステル書

第一章一アハシユエロスすなはち印度よりエテオピヤまで百二十七州を治めたるアハシユエロスの世ニアハシユエロス王シヤンの城にてその國の祚に坐しをりける当時三その治世の第三年にその牧伯等および臣僕等のために酒宴を設けたりペルシヤとメディアの武士および貴族と諸州の牧伯等その前にありき四時に王その盛なる國の富有とその大なる威光の榮を示して衆多の日をわたり百八十日に及びぬ五これらの日のをはりし時王また王の宮の園の庭にてシユシヤンに居る大小のすべての民のために七日の間酒宴を設けたり六白緑青の帳幔ありて細布と紫色の紐にて銀の環および蠟石の柱に繋がるまた牀榻は金銀にして赤白黄黒の蠟石の上に居らる七金の酒盃にて酒を賜ふその酒盃はこれと彼おのおの異なり王の用ゐる酒をたまふこと夥だし王の富有に適へりハその飲むことは法にかなひて誰も強ることとを爲す其は王人として各々おのれの好むごとく爲しむべしとその宮内のすべての有司に命じたればなり九 后ワシテもまたアハシユエロス王に屬する王宮の内にて婦女のために酒宴をまつけたり一〇第七日にアハシユエロス王酒のために心樂み王の前に事ふる七人の侍従メホマン、ピスタ、ハルボナ、ヒゲタ、アバグタ、セタルおよびカルカスに命じ一二 后ワシテをして后の冠冕をかぶりて王の前に來らしめよと語り是は彼觀に美し

ければその美麗を民等と牧伯等に見さんとてなりき一二しかるに后ワシテ侍従が傳へし王の命に従ひて來ることを肯はざりしかば王おほいに憤ほりて震怒その衷に燃ゆ一三是において王時を知る智者にむかひて言ふ（王はすべて法律と審理に明かなる者にむかひて是の如くするを常とせり一四時に彼の次にをりし者はペルシヤおよびメディアの七人の牧伯カルシナ、セタル、アデマタ、タルシシ、メレス、マルセナ、ムムカンなりき是みな王の面を見る者にして國の第一に位せり）一五 后ワシテ、アハシユエロス王が侍従をもて傳へし命を爲ざれば法律にしたがひて如何に彼になすべきや一六 MEMCANN 王と牧伯たちの前に答へて曰ふ 后ワシテは唯王にむかひて惡き事をなしたる而已ならず一切の牧伯たちおよびアハシユエロス王の各州のもるもの民にむかひてもまた之を爲るなり一七 后のこの事あまねく一切の婦女に聞えて彼らつひにその夫を藐視觀て言んアハシユエロス王后ワシテに己のまへに來れと命じたりしに來らざりしと一八 而して后の此所行を聞るペルシヤとメディアの諸夫人もまた今日王のすべての牧伯等に是のごとく言ん然すれば必ず容貌視と忿怒多く起るべし一九 王もし之を善としたまはばワシテは此後ふたたびアハシユエロス王の前に來るべからずといふ王命を下し之をペルシヤとメディアの律法の中に書いて更ること無しめ而してその後の位を彼に勝れる他の者に與へたまへ二〇 王の下したまはん御詔この大なる御國に徧なく聞えわたる時は

妻たる者ごとくその夫を大小となく共に敬まふべしとニ
 王と牧伯等この言を善としければ王メムカンの言のごとく爲し
 りニかくて王の諸州に徧なく書をおくりもるもるの州にその
 文字にしたがひて書おくりもるもるの民にその言語にしたがひ
 て書おくり凡て男子たる者はその家の主となるべくまたおのれ
 の民の言を用ひてもないふべしと諭しぬ
 第二章 これらの事の後アハシエロス王忿怒とけてワシテお
 よび彼が爲たる所またその彼にむかひて議定めしところの事
 を憶ひおこせりニここに王の前に事ふる僕等いひけるは請ふ美
 しき少き處女等を王のために尋もとめんニ願はくは王御國の各
 州において官吏を擇び之をして美はしき處女をことごとくシ
 ユシヤンの城に集めしめ婦人を管理する王の侍従へガイの手にわ
 たして婦人の局に入らしめ而して潔淨の物をこれに與へたまへ
 四斯して王の御意に適ふ女子を取りワシテに代りて后とならし
 めたまへと王この事を善として然なしぬ五茲にシユシヤンの城
 に一人のユダヤ人ありその名をモルデカイと曰ひキシの曾孫シ
 メイの孫ヤイルの子にしてベニヤミン人なり六かれはバビロン
 の王ネブカデネザルが虜へゆきしユダのエコニヤとともに虜は
 れ往る俘囚の中にありてエサレムより移されたる者なり七かれ
 その叔父の女ハダッサすなはちエステルを養ひ育てたり是は
 父母もなかりければなりこの女子顔貌勝れてうるはしかり
 しがその父母の死たる後モルデカイこれを取ておのれの女とな

せるなり八王の命令と詔言の聞え傳はり衆多の女子シユシヤン
 の城にあつめられてへガイの手にわたされし時エステルも亦王
 の家に携へられてゆき婦人を管理するへガイの手に交されしが九
 この女子へガイの意にかなひて之が恵を受たり即ちへガイす
 みやかに之に潔淨の物およびその分を與へまた王の家の中より
 七人の侍女を擧てこれに附そはしめ彼とその侍女等を婦人の局
 の中なる最も佳き處に移しぬニエステルはおのれの民をもお
 のれの宗族をも顯はさざりき其はモルデカイこれを顯はすなか
 れと彼に言ふくめたればなりニまたモルデカイはエステル
 の模様およびその如何になれるかを知らため日々に婦人の局の庭
 の前をあゆめりニ女子はおのおの婦人の則にしたがひて十
 二ヶ月を経しかる後順番にいりてアハシエロス王にいたる
 是の潔淨の日を終るはかくのごとくなるが故なり 即ち没薬
 の油を用ふるごとく六ヶ月また各種の薰物および婦人の潔淨ご
 とにあつる物等を用ふるごとく六ヶ月ニ女子の王にいたるは是
 のごとしその婦人の局より出て王の家にゆく時には凡てその望
 む物をことごとく與へらるニ四而して夕に往き朝におよびて
 婦人の第二の局に還り妃嬪をつかさどる王の侍従シヤシガスの
 手に屬す王これを喜こびて名をさして召すにあらざれば重ねて
 王にいたることなし五ここにモルデカイの叔父アビハイルの
 女すなはちモルデカイが取ておのれの女となしたるエステル入
 て王にいたるべき順番にあたりけるが彼は婦人をつかさどる

王の侍従へガイが言きかせたる事の外には何をもちめざりき
 エステルは凡て彼を見る者によるこばれたり一六かくエステル
 は王の家に召入れられてアハシユエロス王にいたれり是そ
 治世の第七年十月即ちテベテの月なり一七王一切の婦人に超
 てエステルを愛しければエステルはすべての處女にまさりて王
 の前に恩寵と厚情を得たり王つひに後の冕をかれの首に戴か
 せ彼をしてワシテにかはりて后とならしむ一八ここにおいて王
 おほいなる酒宴を設けてそのもろもろの牧伯と臣僕を饗すこ
 れをエステルの酒宴と稱ふまた諸州に租税をゆるし王の富有に
 かなひて物を賜ふ一九再度處女の集められし時モルデカイは王
 の門に坐しをりぬ二〇エステルはモルデカイがかれに言ふくめ
 たる如くして未だおのれの宗族をもおのれの民をも顯はさざり
 きエステルはモルデカイの言語にしたがふことその彼に養な
 ひ育てられし時と異ならざりき二一當時モルデカイ王の門に坐
 し居ける時王の侍従にて戸を守る者の中ヒグタンおよびレシ
 の二人怨むる事ありてアハシユエロス王を弑せんともめたり
 しが三その事モルデカイに知れければモルデカイこれを后エ
 ステルに告げエステルまたモルデカイの名をもてこれを王に告
 げたり三三ここにおいて此事をしらべさせしにその然ること顯
 はれければ彼ら二人は木にかけられその事は王の前なる日誌の
 書にかきしるさる

第三章一これらの事の後アハシユエロス王アガゲ人ハンメダタ

の子ハマンを賣びこれを高くして己ともにある一切の牧伯の
 上にその席を定めしむ二王の門にある主の諸臣みな跪つてハ
 マンを拝せり是は王斯かれになすことを命じたればなり然れ
 どもモルデカイは跪まづかす又これを拝せざりき三ここをもて
 王の門にある王の諸臣モルデカイにむかひて言ふ汝いかなれば
 王の命に背くやと四かれらモルデカイに日々かく言ふといへど
 も聽ざりければその事の爲をふるべきか否を見んとてハマン
 にこれを告たり其はモルデカイおのれのユダヤ人なることを
 語りたればなり五ハマン、モルデカイの跪つかずまた己を拜せ
 ざるを見ればハマン忿怒にたへざりしが六ただモルデカイ
 一人を殺すは事小さしと思へり彼らモルデカイの屬する民をハ
 マンに顯はしければハマンはアハシユエロスの國の中にある
 一切のユダヤ人すなはちモルデカイの屬する民をことごとく殺
 さんと謀れり七アハシユエロス王の十二年正月即ちニサン
 の月にハマンの前にて十二月すなはちアタルの月まで一日一日
 のため一月一月のためにブルを投じむブルは即ち籤なりハハマ
 ンかくてアハシユエロス王に言けるは御國の各州にある諸民の
 中に散されて別れ別れになりる一の民ありその律法は一切の
 民と異りまた王の法律を守らずこの故にこれを容しおくは王
 の益にあらず九王もしこれを善としたまはば願くは彼らを滅ぼ
 せと書くだしたまへさらば我王の事をつかさどる者等の手に
 銀一萬タラントを秤り交して王の府庫に入しめん一〇王すなは

ち指環をその手より取はづしアガグ人ハンメダタの子ハマンス
 なはちユダヤ人の敵たる者に交しニしかしてハマんに言ける
 はその銀はなんぢに與ふその民もまた汝にあたふれば汝に善
 と見ゆるごとく爲よニここにおいて正月の十三日に王の書記
 官を召あつめ王に屬する州牧各州の方伯およびもろもろの民
 の牧伯にハマンが命ぜんとする所をことごとく書しるさしむ
 即ちもろもろの州におくるものは其文字をもちひもろもろの
 民におくるものはその言語をもちひおのおのアハシユエロス
 王の名をもてこれを書き王の指環をもてこれに印したりニし
 かして驛卒をもて書を王の諸州におくり十二月すなはちアダ
 ルの月の十三日において一日の内に一切のユダヤ人を若き者老
 たる者小兒婦人の差別なくことごとく滅ぼし殺し絶しかつその
 所有物を奪ふべしと諭しぬニ四この詔旨を諸州に傳へてかの日
 のために準備をなさしめんとてその書る物の寫本を一切の民に
 開きて示せりニ五驛卒王の命によりて急ぎ出てゆきぬこの
 詔書はシユシヤンの城に於て出されたりかくて王とハマンは
 坐して酒飲めたりしがシユシヤンの邑は惑ひわづらへり

第四章一モルデカイ凡てこの爲れたる事を知しかばモルデカイ
 衣服を裂き麻布を纏ひ灰をかぶり邑の中に行て大に哭き痛く號
 びニ王の門の前までも斯して來れり其は麻布をまとふては王の
 門の内に入るに能はざればなりニすべて王の命とその詔書と
 到れる諸州にてはユダヤ人の中におほいなる哀みあり斷食哭泣

號呼おこれりまた麻布をまとふて灰の上に坐する者おほかり
 き四ここにエステル侍女およびその侍從等きたりてこれを告
 ければ后はなはだしく憂ひ衣服をおくり之をモルデカイにさせ
 てその麻布を脱しめんとしたりしがうけざりき五ここをもてエ
 ステルは王の侍從の一人すなはち王の命じて己に侍らしむるハ
 タクといふ者を召しモルデカイの許に往きてその何事なるか
 何故なるかを知きたれと命ぜり六ハタクいでて王の門の前なる
 邑の廣場にをるモルデカイにいたりしにモルデカイおのれの
 遇たるところを具にこれに語りかつハマンがユダヤ人を滅ぼす
 事のために王の府庫に秤りいれんと約したる銀の額を告げ八
 たその彼等をほろぼさしむるためにシユシヤンにおいて書て與
 へられし詔書の寫本を彼にわたし之をエステルに見せかつ解
 あかしまた彼に王の許にゆきてその民のためにこれに矜恤を
 請ひその前に願ふことを爲べしと言つたへよと言り九ハタクか
 へり來りてモルデカイの言詞をエステルに告げれば一〇エステ
 ル、ハタクに命じモルデカイに言をつたへしむ云くニ王の諸臣
 がよび王の諸州の民みな知る男にもあれ女にもあれ凡て召れず
 して内庭に入て王にいたる者は必ず殺さるべき一〇の法律あり
 されど王これに金圭を伸れば生るを得べしかくて我此三十日
 は王にいたるべき召をかうむらざるなりニエステルをモ
 ルデカイに告げけるにニ三モルデカイ命じてエステルに答へし
 めて曰く汝王の家にあれば一切のユダヤ人の如くならずして

免かるべしと心に思ふなかれ二四 なんぢ若この時にあたりて黙して言すば他の處よりして助援と拯救ユダヤ人に興らんされど汝どなんぢの父の家は亡ぶべし 汝が後の位を得たるは此のときのためなりしやも知るべからず二五 エステルまたモルデカイに答へしめて曰く二六 なんぢ往きシユシヤンにをるユダヤ人をことごとく集めてわがために斷食せよ三日の間夜晝とも食ふことも飲むこともするなかれ我とわが侍女等もおなじく斷食せんしかして我法律にそむく事なれども王にいたらん我もし死べくば死べし二七 ここにおいてモルデカイ往てエステルが凡ておのれに命じたるごとく行なへり

第五章 第三日にエステル后の服を着王の家の内庭にいり王の家におかひて立つ王は王宮の玉座に坐して王宮の戸口にむかひをりしが二王后エステルが庭にたちをるを見てこれに恩をくはへ其手にある金圭をエステルの方に伸しければエステルすみよりてその圭の頭にさはれり三王かれに言けるは后エステルなんぢ何をもちむるやなんぢの願意は何なるや國の半分にいたるとも汝にあたふべし四 エステルいひけるは王もし善としたまはば願くは今日わが王のために設けたる酒宴に王とハマンと臨みたまへ五 ここに於て王ハマンを急がしめてエステルの言ることくならしめよと命じ王とハマンやがてエステルが設けたる酒宴に臨めり六 酒宴の時王またエステルに言けるは汝の所求は何なるやかならずゆるさるべし なんぢの願意は何なるや國の

半分にいたるとも成就らるべし七 エステル言けるは我が所求わが願意は是なりハわれもし王の目の前に恩を得王もしわが所求をゆるしわが願意を成就しむることを善としたまはば願くは王とハマンまたわが設けんとする酒宴に臨みたまへわれ明日王の宣まへる言にしたがはん九 かくてハマンはその日よるこび心のたのしみで出きたりけるがハマン、モルデカイが王の門に居て己におかひて起もあがらず身動もせざるを見しかば痛くモルデカイを怒れり一〇 されどもハマン耐忍びて家にかへりその朋友等および妻ゼレシをまねき來らしめ二 而してハマンその富の榮耀とその子の衆多ことと凡て王の己を貴とびし事また己をたかくして王の牧伯および臣僕の上にあらしむることを之に語れり三しかしてハマンまた言けらく后エステル酒宴を設けたりしが我のほかは何人も王とともに之に臨みしめず明日もまた我は王とともに后に招かれをるなり三 然れどユダヤ人モルデカイが王の門に坐しをるを見聞は是らの事も快樂からず四 時にその妻ゼレシとその一切の朋友かれに言けるは請ふ高五十キユビトの木を立しめ明日の朝モルデカイをその上に懸んことを王に奏せ而して王とともに樂しみてその酒宴におもむけとハマンこの事を善としてその木を立しめたり

第六章 その夜王ねむること能はざりければ命じて日々の事を記せる記録の書を持ちたらしめ王の前にこれを讀しめけるに二モルデカイ曾て王の侍従の二人戸を守る者なるビッグタンとテレ

シがアハシユエロス王を殺さんと謀れるを告たりと記せるに遇ふ三王すなはち言けるは之がために何の榮譽と爵位をモルデカイにあたへしや王に事ふる臣僕等こたへて何をも彼にあたへしこと無しといへり四ここにおいて王誰ぞ庭にあるやと問ふこの時ハマンは己がモルデカイのために設けたる木にモルデカイを懸ることを王に奏せんとして己に王の家の外庭に來りて居る五王の臣僕等王につけてハマン庭に立ると言ければ王かれをして入來らしめよと言ふ六ハマンやがて入きたりしに王かれにいひけるは王の尊とばんと欲する人には如何になさば善らんかとハマン心におもひけるは王の尊ばんとする者は我にあらずして誰ぞやとモハマンすなはち王にいひけるは王の尊ばんと欲する人のためにはハ王の着たまへる衣服を携さへ來らしめかつ王の乗たまへる馬即ちその頭に王の冠冕を戴ける馬をひき來らしめ九これを王の最も貴とき一人の牧伯の手にわたし王の尊ばんとする人に其衣服を衣せしめこれを馬にのせて邑の街衢をみちびき通り王の尊とばんと欲する人には是のごとくなすべしと呼はらしむべし一〇王ハマンに言けるは急ぎなんぢが言しごとくその衣服と馬とを取り王の門に坐するユダヤ人モルデカイに斯なせよなんぢが言しところを一も缺こと無らしめよ二ここにおいてハマン衣服と馬とを取りモルデカイにその衣服を着せ彼をして邑の街衢を乗とほらしめその前に呼はりて云ふ王の尊ばんと欲する人には是のごとくなすべしと二かくてモル

デカイは王の門にかへりたりしがハマンは愁へなやみ首をおほふておのれの家にはしりゆき三しかしてハマンおのが遇る事をことごとくその妻ゼレシとその朋友等に告げるにその智者等およびその妻ゼレシかれに言けるは彼のモルデカイすなはちなんぢがその前に敗れはじめたる者もしユダヤ人ならば汝これに勝ことを得じ必らずその前にやぶれんと四かれら尚ハマンとものいひをる間に王の侍従きたりてハマンをうながしエステルが設けたる酒宴にのぞましむ

第七章一王またハマンとともに后エステルと酒宴せんとて來れり二この第二の酒宴の日に王またエステルに言けるは后エステルよなんぢのものとめは何なるやかならず許さるべし汝のねがひは何なるや國の半分にあたるとも成就らるべし三后エステルこたへて言けるは王よ我もし王の御目の前に恩を得王もし善と見たまはばわがもとめにしたがりがりこわが生命をわれに賜へまたわが願にしたがひてわが民を我に賜へ四我とわが民は賣れて滅ぼされ殺され絶されんとす我らもし奴婢に賣れたるならんには我黙してはべらん 敵人は王の損害を償なふ事能はざるなり五アハシユエロス王后エステルにこたへて言けるは之をなさんと心にたくめる者は誰また何處にをるや六エステルいひけるはその敵その仇人は即ちこの悪きハマンなりと是によりてハマンは王と后の前にありて懼れたり七王怒り酒宴の席をたちて宮殿の園に往きければハマンたちあがりて后エステルに

生命を乞ひ其はかれ王のおのれに禍災をなさんと決めしを見
たればなりハ王宮殿の園より歸りて酒宴の場にいたりしにエス
テルのをる牀榻の上にハマン俯伏あたれば王いひけるは彼はま
た家の内にてわが前に后を辱しめんとするかと此ことば王の口
より出るや人々ハマンの面をおほへり九時に王の前にある一人
の侍従ハルボナイひけるは王の爲に善き事を言たりしかのモル
デカイを懸んとてハマンが作りたる五十キユビトの木ハマンの
家に立をるなりと王いひけるは彼をその上に懸よ○人々ハマ
ンを其モルデカイをかけんとて設けし木の上に懸たり王の
震怒つひに解く

第八章一その日アハシユエロス王ユダヤ人の敵ハマンの家を后
エステルに賜ふモデカイもまた王の前に來れり是はエステル
彼が己と何なる係りなるかを告たればなりニ王ハマンより取か
へせし己の指環をはづしてモルデカイに與ふ而してエステル、
モルデカイをしてハマンの家をつかさどらしむニエステルふた
たび王の前に奏してその足下にひれふしアガグ人ハマンがユダ
ヤ人を害せんと謀りしその謀計を除かんことを涙ながらに乞
求めたり四王エステルにむかひて金圭を伸ければエステル起て
王の前に立ち五言けるは王もし之を善としたまひ我もし王の前
に恩を得この事もし王に正と見え我もし御目にかなひたらば
アガグ人ハンメダタの子ハマンが王の諸州にあるユダヤ人をほ
るぼさんと謀りて書おくりたる書をとりけすべき旨を書くだし

たまへ六われ豈わが民に臨まんとする禍害を見るに忍びんや豈
わが宗族のほろぶるを見るにしのびんやアハシユエロス王
后エステルとユダヤ人モルデカイにいひけるはハマン、ユダヤ
人を殺さんとしたれば我すでにハマンの家をエステルに與へま
たハマンを木にかけたりハなんぢらも亦おのれの好むごとく王
の名をもて書をつくり王の指環をもてこれに印してユダヤ人に
つたへよ王の名をもて書き王の指環をもて印したる書は誰もと
りけすこと能はざればなり九こをもてその時また王の書記官
を召あつむ是三月すなはちシワンの月の二十三日なりきしか
して印度よりエテオピアまでの百二十七州のユダヤ人州牧
諸州の方伯牧伯等にモルデカイが命せんとするところを盡く書
しるさしむ即ちもろもろの州におくるものはその文字をもち
ひ諸の民におくるものはその言語をもちひて書おくりユダヤ人
におくるものはその文字と言語をもちふ○かれアハシユエロ
ス王の名をもてこれをかき王の指環をもてこれに印し驛卒を
して御厩にてそだてたる逸足の御用馬にのりてその書をおく
りつたへしむニその中に云ふ王すすべての邑にあるユダヤ人に
許す彼らあひ集まり立ておのれの生命を保護しおのれを襲ふ
諸國諸州の一切の兵民をその妻子もるともにほろぼし殺し絶し
且その所有物を奪ふべしニアハシユエロス王の諸州において
十二月すなはちアダル月の十三日一日の内かくのごとくす
るを許さるニこの詔旨を諸州につたへんがためまたユダヤ人

をしてかの日のために準備してその敵に仇をかへさしめんがためにその書ける物の寫本を一切の民に開きて示せり二四 驛卒逸足の御用馬にのり王の命によりて急がせられせきたてられて出ゆけりこの詔書はシユシヤンの城において出されたり二五 かくてモルデカイは藍と白の朝服を着大なる金の冠を戴き紫色の細布の外衣をまとひて王の前よりいできたれりシユシヤンの邑中鬻をあげて喜びぬ二六 ユダヤ人には光輝あり喜悦あり快樂あり尊榮ありき二七 いづれの州にても何の邑にても凡て王の命令と詔書のいたるところにてはユダヤ人よろこび樂しみ酒宴をひらきて此日を吉日となせりしかして國の民おほくユダヤ人となれり是はユダヤ人を畏るる心おこりたればなり

第九章 十二月すなはちアダル月の十三日王の命令と詔書のおこなはるべき時いよいよ近づける時すなはちユダヤ人の敵ユダヤ人を打伏んとまぢかまへたりしに却てユダヤ人おのれを惡む者を打ふする事となりける其日にニユダヤ人アハシユエロス王の各州にある己の邑々に相あつまりおのれを害せんとする者どもを殺さんとせり誰も彼らに敵ることを得る者なかりき其は一切の民ユダヤ人を畏れたればなり三 諸州の牧伯州牧方伯など凡て王の事を辨理ふ者は皆ユダヤ人をたすけたり是モルデカイを畏るるによりてたり四 モルデカイは王の家にて大なる者となりその名各州にきこえわたれり斯その人モルデカイはますます大になりゆきぬ五 ユダヤ人すなはち刀刃をもてその一切

の敵を撃て殺し滅ぼしおのれを惡む者を意のままに爲したり六 ユダヤ人またシユシヤンの城においても五百人を殺しほるばせり七 パルシヤンダタ、ダルポン、アスパタハポラタ、アダリヤ、アリダタ九 パルマシタ、アリサイ、アリダイ、ワエザタ一〇 これらの者すなはちハンメダタの子ユダヤ人の敵たるハマンの十人の子をも彼ら殺せりされどその所有物には手をかけざりき一一 シユシヤンの城の内にて殺されし者の數をその日王にまうしあげければ二 王きさきエステルにいひけるはユダヤ人シユシヤンの城の内にて五百人を殺したるハマンの十人の子をころせり王のその餘の諸州においては幾何なりしぞや 汝また何か求むるところあるやかならず許さるべし尚何かねがふところあるや必ず成就らるべし三 エステルいひけるは王もし之を善としたまはば願くはシユシヤンにあるユダヤ人に允して明日も今日の詔旨のごとくなさしめ且ハマンの十人の子を木に懸しめたまへ四 王かく爲せと命じシユシヤンにおいて詔旨を出せりマンの十人の子は木に懸らる五 アダル月の十四日にシユシヤンのユダヤ人また集まりシユシヤンの内にて三百人をころせり然れどもその所有物には手をかけざりき二六 王の諸州にあるその餘のユダヤ人もまた相あつまり立ておのれの生命を保護しその敵に勝て安んじおのれを惡む者七萬五千人をころせり然れどもその所有には手をかけざりき二七 アダル月の十三日にこの事をおこなひ十四日にやすみてその日に酒宴をなして

喜こべりニハされどシユシヤンにをるユダヤ人はその十三日と十四日とにあひ集まり十五日にやすみてその日に酒宴をなして喜こべりニ九これによりて村々のユダヤ人すなはち石垣なき邑々にすめる者はアダル月の十四日をもて喜樂の日酒宴の日吉日となして互に物をやりとりすニ〇モルデカイこれらの事を書してアハシユエロス王の諸州にをるユダヤ人に遠きにも近きにも書をおくりニアダルの月の十四日と十五日を年々にいふことを命じニこの兩の日にユダヤ人その敵に勝て休みこの月は彼のために憂愁より喜樂にかはり悲哀より吉日にかはりたれば是らの日に酒宴をなして喜ひたがひに物をやりとりし貧しき者に施與をなすべしと諭しぬニここをもてユダヤ人はその已にはじめたるごとくモルデカイがかれらに書おくりしごとく行なひつづけたりニ四アガゲ人ハンメダタの子ハンマンすなはちすべてのユダヤ人の敵たる者ユダヤ人を滅ぼさんと謀りブルすなはち籤を投てこれを滅ぼし絶さんとしたりしがニ五その事王の前に明かになりし時王書をおくりて命じハンマンがユダヤ人を害せんとはかりしその悪き謀計をしてハンマンのかうべに歸らしめ彼とその子等を木に懸しめたりニ六このゆゑに此兩の日をそのブルの名にしたがひてプリムとなづけたり斯りしかばこの書のすべての詞によりこの事につきて見たるところ己の遇たるところに依てニ七ユダヤ人あひ定め年々その書るところにしたがひその定めたる時にしたがひてこの兩の日をまもり己と

おのれの子孫および凡て已につらなる者これを行ひつづけて廢すること無くニ八この兩の日をもて代々家々州々邑々において必ず記念てまもるべき者となしこれらのプリムの日をしてユダヤ人の中に廢せらるること無らしめまたこの記念をしてその子孫の中に絶ること無らしむニ九かくてアビハイルの女なる后エステルとユダヤ人モルデカイおほいなる力をもて此プリムの第二の書を書おくりてこれを堅うすニ〇すなはちモルデカイ、アハシユエロスの國の百二十七州にある一切のユダヤ人に平和と眞實の言語をもて書をおくりニ一斷食と悲哀のことにつきてプリムのこれらの日を堅うしてその定めたる時を守らしむすなはちユダヤ人モルデカイと后エステルが曾てかれらに命じたることくまたユダヤ人等が曾てみづから己のためおよびおのれの子孫のために定めたるがごとしニエステル語プリムにかかはる是等の事をかたうせり是は書にしるされたり

第一章ニアハシユエロス王國土および海の島々に貢をたてまつらしむニアハシユエロス王が權勢と能力をもて爲たる一切の事業および彼がモルデカイを高くして大いなる者とならしめたる事の委き話はメデアとベルシヤの列王の日誌の書に記さるにあらずやニユダヤ人モルデカイはアハシユエロス王に次ぐ者となりユダヤ人の中において大なる者にしてその衆多の兄弟によるこばれたり彼はその民の福祉をもとめその一切の宗族に平和の言をのべたりき